



いじめ防止基本方針

学校はいじめ防止基本法によりその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止対策に関する基本的な方針(学校いじめ防止基本方針)を定めることとされています。右が本校の基本方針の骨子です。同法には、いじめが次のように定義されています。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

この定義を定めた当時の関係者の話によると、これは、いじめがエスカレートし重大事態になる前に、全件を把握して対応してほしい、悲しい事態を防いでほしいという願いから作られたものだそうです。この考えには強く賛同します。児童から心身の苦痛を感じたという訴えには真剣に対応しなければなりませんし、訴えがなくとも、これはどうかという場面に遭遇した大人がそのままにしておくことは許されません。

いじめは許されない行為である一方、被害児童が心身の苦痛を感じた場合その行為を「いじめ」と定義するわけですから、多くの児童が生活する学校では起こりうると考えるべきでしょう。学校は成長過程の児童が、時に認め合い助け合い、時にトラブルを起こしながらともに学習・生活していく場所です。その中には「いじめ」となる行為もあるでしょう。これを決して見過ごさないという姿勢は大切ですし、トラブルも成長の糧としていくという考えもまた大切です。

国の調査※では、「仲間外れ、無視、陰口」などの行為をした・された児童生徒はともに9割を超えています。保護者・地域のみなさまの学校時代の実感と比べていかがですか？この調査によれば、お子さんが、いじめに関わる可能性は相当高いということをお知りおきください。※国立教育政策研究所 いじめ追跡調査2016-2018

右の方針では①未然防止(起きないようにする) ②早期発見(起きたら早く見つける)③早期対応(すぐに対応する)の3段階で、対策を考えています。未然防止の重要性は当然ですが、子どもたちを守るためにもトラブルを糧とするためにも早期発見・早期対応が大切です。お子さんの様子で、気にかかることがありましたら、学校までお知らせください。特にインターネットを通じて学校外で行われる行為は、学校での把握が困難です。保護者の方が、お子さんの利用状況を把握したり、必要に応じて制限を設けたりするなどペアレンタルコントロールをお願いします。

学校で起こったトラブルに関しては、双方の保護者にご連絡します。解決済みの報告もあれば、ご相談をお願いすることもあるかと思えます。いざという時の心構えをお願いします。

基本方針の全体像はHPに公開します。ご確認ください。



写真は左から
6年プール掃除、
1年生を迎える会、
2年田植え、
5年宿泊研修サバ
ニです。
5月は屋外活動を
たくさんしました。

【本校のいじめ防止基本方針】

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学級でも、どの児童にも起こりうることから、下記の学校教育目標のもと、教育委員会や家庭・地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

「自分も人も大切にする力」

【いじめの未然防止のための取組】

全教職員の協力協働体制のもと、以下の取組を中心として、「いじめを起こさない環境づくり」と「いじめに向かわない児童の育成」を推し進めていく。

1 いじめを起こさない環境づくり（いじめを生まない風土づくり）

- ・互いのよさを認め合い、高め合う集団づくり（居場所づくり）
- ・児童会を中心とした仲間づくり（縦割り班活動・集会活動など）
- ・人権尊重を基盤とした環境づくり（よいとこ見つけや人権標語）
- ・校内の人的環境（隠れたカリキュラム等）の向上（美しい言葉づかい）
- ・心の通い合う教職員の協力協働体制

2 いじめに向かわない児童の育成（自尊感情、自己存在感、自己有用感を高める）

- ・児童の主体性に支えられた授業づくり（「分かる喜び」、「学ぶ楽しさ」）
- ・人間関係調整力やコミュニケーション能力の育成
- ・児童の主体的な参加による体験活動の充実
- ・人権教育、道徳教育、心の教育の推進
- ・特別な支援を要する児童に係る理解教育の推進 ・情報モラル教育の推進

【早期発見】

☆教師の人権感覚を磨き、「いじめに気づく力」を高める

●いかに些細な内容であっても「いじめの定義」に基づいた状況把握を行う

- 観察法【健康観察、授業やその他の活動中の観察・日記（生活ノート）など】
- 面接法【教育相談、個人面談など】
- 調査法【大庭っ子生活アンケート、アンケート QU・心の天気など】

【早期対応（いじめが起こった時）】

☆いじめられている児童を守り抜くという共通理解のもと、学校全体の問題として捉え組織的な対応に迅速に行い、問題の早急な解決を図る。

市教委への報告 ↔ いじめの認知（訴えの受信）（窓口：教頭）

